

平野区民センター・平野区民ホールの申込手続きが変わります！

平成 29 年 4 月 1 日から区役所附設会館使用料について制度が変更されました。

予約の際は、申込書と併せて以下のチェック項目を確認し、署名をした上で申込手続きをおこなってください。（チェックボックス□のなかに✓チェックマークを入れてください）

- 以下の内容について、以前に説明を受けて確認・承諾済みです。

～使用料の納付について～

- 請求書記載の納付期限までに使用料を窓口もしくは郵便振込にて前納してください。
(納付期限の日が休館日の場合は翌開館日が納付期限)
- 附属設備使用料は利用日当日に窓口にて納付して下さい。
(※附属設備使用料を前納された場合、返金はできませんのでご注意下さい。)
- 郵便振込での納付を希望される場合は、必ずお申し出ください。
- 納付後に使用する室や使用日時を変更する場合は、「使用許可取消申請書」に必要事項を記入して提出してください。
- 納付期限までに納付がない場合は、自動的に予約が取り消されますのでご注意ください。

～還付手続きについて～

- 使用料納付後に予約を取消しする場合は、還付請求手続きをおこなうと下記のとおり使用料が還付されます。

施設	使用許可の取消しを申し出た日	還付する使用料の額
ホール	使用日の 3 カ月前の日以前	全額
	使用日の 3 カ月前の日の翌日～ 使用日の 2 カ月前の日	半額
諸室	使用日の 1 カ月前の日以前の日	全額

- 還付を請求する場合は、「還付請求書」「使用許可書（写し）」の提出が必要です。
- 施設の窓口で請求する場合は、「使用許可書」と印鑑をご持参ください。
- 書類到着後から約 1 ヶ月程度で大阪市平野区役所から使用料が還付されます。（※当施設で手続きをおこなった際、その他機関からの還付はありません！ご注意ください！）

～その他～

- 使用料納付の際の振込手数料、手続きにかかる郵送代※はすべて使用者負担となります。
※「使用許可書」の受取りや還付請求する際の書類を取り寄せる場合などに発生する郵送代

上記のチェックリスト項目をすべて確認し、承諾しました。

年 月 日 署名 _____

ここから下は記入しないでください-----

【事務局確認事項】チェック項目と署名を確認後、写しを申請者（申込者）へ渡す チェック